

建設廃棄物に関するこれまでの政策の経緯

産廃パート：竹内

１９９３（Ｈ５）：以下の建設副産物に対してリサイクル原則化ルールを適用

- コンクリート塊
- アスファルト・コンクリート塊
- 建設発生木材
- 建設発生土

リサイクル原則化ルールとは…公共工事において、工事現場から一定の距離以内であれば、経済性に関わらず再資源化施設の活用を原則とする措置

１９９４（Ｈ６）：リサイクルプラン２１の策定

２０００年までのリサイクル率（再利用率・減量化率）の目標値を設定

	Ｈ２の実績値	Ｈ１２の目標値
建設廃棄物全体	４２％	８０％
アスファルト・コンクリート塊	５０％	９０％
コンクリート塊	４８％	９０％
建設汚泥	２１％	３５％
建設混合廃棄物	３１％	５０％
建設発生木材	５６％	９０％
建設発生土	３６％	７０％

- ・建設発生木材はリサイクル施設への搬出率
- ・建設発生土は公共事業等での建設発生土の利用率

１９９５（Ｈ７）：建設副産物実態調査

１９９６（Ｈ８）：建設リサイクル推進懇談会による提言

１９９７（Ｈ９）：建設リサイクル推進計画 97 の策定

リサイクルプラン 21 のリサイクル率の見直し

	Ｈ７の実績値	Ｈ１２の目標値
建設廃棄物全体	５８％	８０％
アスファルト・コンクリート塊	８１％	９０％
コンクリート塊	６５％	９０％
建設汚泥	１４％	６０％
建設混合廃棄物	１１％	５０％
建設発生木材	４０％	９０％
建設発生土	３２％	８０％

公共工事発注者としての責務の徹底

- ・リサイクル計画書の作成を義務化（建設リサイクルガイドラインの作成）
- ・○建設汚泥、○建設混合廃棄物についてもリサイクル原則化ルールを導入

公共工事におけるリサイクル事業の推進

- ・ 建設汚泥再生利用事業 ← H9 の廃棄物処理法改正
- ・ 建設発生土について: ● オンライン情報交換システムの構築
 - スtockヤードの利用計画の策定

民間建築における建設リサイクルの推進

- ・ 建設混合廃棄物、建設発生木材のリサイクル法への適用
- ・ 住宅金融公庫の基準金利適用要件における耐久性の共通要件化
- ・ 木造住宅の新築時の長寿命化、改修等による良質ストック技術の開発

2 つの重点検討課題

- ・ 建設工事における適正な解体・リサイクル促進のための新たな仕組み作り
- ・ 再資源化施設、及び最終処分場の適正な立地促進等

参考文献

- ・ 「リサイクル社会を目指して」...環境法政策学会編
- ・ 「建設業の廃棄物処理法」...厚生省水道環境部廃棄物法制研究会監修
- ・ 建設リサイクル推進計画 9 7 ...建設省
- ・ 平成 7 年度建設副産物実態調査...建設省
- ・ <http://www.moc.go.jp/region/recycle/rp21.htm>...リサイクルプラン 2 1
- ・ <http://www.moc.go.jp/region/recycle/6-1.htm>...建設リサイクル推進懇談会提言
- ・ <http://www.jiti.co.jp/graph/kikou/3nakaya/3nakaya.htm>...建設グラフィックインターネットダイジェスト
- ・ <http://www.asahi-net.or.jp/~zg7-hym/wdi.htm>...環境共生住宅の認定制度

建築解体の問題点

1. 設計・建築・使用段階での現状と問題点

短期間での建築物の更新

十分な評価がなされない安全性、解体容易性など

2. 解体段階での現状と問題点

依然として大量に排出される建設混合廃棄物

適正な積算、支払いが行われない解体工事のコスト

チェックされない解体工事と解体工事業者

——→ミンチ解体と分別解体

確立されていない解体工事施工技術

再資源化の困難な建築解体廃棄物

建築解体廃棄物等の規制強化

- ・安定型廃棄物に関する規制強化

- ・廃棄物の焼却に関する規制強化

3. ライフサイクルの観点から見た建設行政としての取り組みの必要性

建築物が解体され廃棄物となった段階における適正処理のための基準の強化、不法投棄に対する罰則の強化等については、厚生省において平成 9 年に公布された廃棄物処理法の改正により概ね措置がなされている。しかしながら、建築解体廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進のためには、廃棄物処理段階での取り組みは不十分であり、設計・建築・解体段階も含めたライフサイクルの観点からの取り組みが重要になっており、これらは建設行政の中で行うべき課題である。

4. 設計・建築・使用段階に対応した必要な施策

長寿命化技術の開発と長期使用

解体容易性、リサイクル・処理困難性評価制度の創設

5. 解体段階に対応した必要な施策

施主による適正なコスト負担義務の明確化

解体工事契約と廃棄物処理契約の明確化

解体工事チェックシステムの整備

- ・施主による解体工事の届け出

- ・解体工事チェックシステムの創設

- ・解体工事完了届け出の義務づけ

「建設廃棄物」適正処理について

芹川慎哉

適正処理とは

1．産業廃棄物処理の流れ

わが国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物法）」によって産業廃棄物は排出事業者に処理する義務が規定されている。リサイクル、減量化を経ても残る産業廃棄物は最終処分場での処理を行わなくてはならない。最終処分を行うにあたっては

- ・自己（自社）処理を行う
- ・廃棄物処理業者としての業許可を持ったものに委託する

必要がある。

2．最終処分場の分類と形態の特徴

- ・安定型最終処分場...比較的設置基準が緩やか
- ・管理型最終処分場...遮水シートの必要
- ・遮断型最終処分場...特別管理廃棄物の処分

廃棄物の分類によって、処理すべき施設が区分されている。

3．適正処理の定義

廃棄物法に定められた廃棄物の分類に従った最終処分場で処理を行うことである。

これを建設業界に拡張すると、

- ・自社処理体制の充実、法にかなった実施
- ・処理業者の適切な委託（選定・確認も含む）

であるといえよう。

適正処理にかかわる現状と問題点

1．最終処分場

首都圏をはじめ産業廃棄物処分場の新規設置は思わしくなく（資料 ）、これが処理費用の高騰を招く要因なのは明白である。その背景には越境処理を認めない自治体が増加してきたこともあると思われる。

2．建設廃棄物の分類

建設廃材は廃棄物法で安定型廃棄物に分類されている（資料 ）。ただし木くずなどは管理型廃棄物であり、混合廃棄物は管理型処分場で処分せねばならない。混合廃棄物を建設廃材で固め、安定型処分場で処理しているという報告もある（細田論文）。

3．不法投棄

不法投棄の9割以上が建設業者によるものであることは紛れもない事実である。

大手ゼネコンが不法投棄など行うはずもないが、中小事業者は高い処理費用を嫌い、自社処理を不適正に行うばかりか不法投棄に走っているのである。罰則規定に業許可取り消しも含まれているが、ほとんど実施されていない。

現行の施策とこれからの政策課題

1．現行の主な施策

- ・最終処分場設置に関する支援措置（法支援、融資支援）
 - ・処理業者の許可基準引き上げ
 - ・マニフェスト制度の拡充（１９９７年廃棄物法改正）
 - すべての産業廃棄物にマニフェスト制度を導入、適正委託、処理の流れを監視
 - ・不法投棄に対する罰則強化（罰金の引き上げ）
- ２．政策課題
- ・最終処分場設置インセンティブを自治体に付与
 - ・マニフェストにかかわる各事業者を監視する機関の設置
 - ・不法投棄には業許可取り消しをもってあたる

参考文献

環境法政策学会編『リサイクル社会を目指して』１９９９年
 厚生省監修『建設業の廃棄物処理法Ｑ＆Ａ』１９９９年
 北村喜宣「自社処理の現状と法的規制のあり方」『ジュリスト１１２０号』１９９７年
 日本建設業団体連合会「廃棄物問題に対する建設業界の取り組み状況等」１９９６年
 細田衛士「廃棄物のラビリンスから」『三色旗８月号』１９９９年
 建設省「平成７年度建設副産物実態調査結果」１９９６年
 建設省「再資源化施設・最終処分場の適正な立地に関する研究会最終報告」１９９９年

建設廃棄物問題の大きな課題

不法投棄——自社処理、廃棄物処理法の問題点——
竹内、芹川担当分

はじめに

産業廃棄物の大前提として「排出者が自分で処理する」というものがある。

廃棄物処理法において、排出者が自ら処理する場合には廃棄物処理業とはみなされず、このため行政の許可は必要ない。

排出者が他者に委託するときに廃棄物処理業者への委託が義務付けられるのである。

不法投棄の形態

不法投棄は委託処理でない自社処理の過程で行われるものがほとんどである。

適正な処理業者に委託するもしくは適正に自社処理するよりもはるかに安いコストで廃棄することができるからである。

不法投棄の実行者は排出事業者が主

不法投棄のうち建設廃材と木くずがほとんどである（全体では2割）

不法投棄の実行者を業者別にみると建設業がかなりの割合

何が問題か

マニフェスト制度が拡充されて不法投棄が減少するという考えもあるが、そもそも自社処理にこの制度は適用されない。適正な委託処理のためのシステムである。

また業許可なしに処理場が建設されれば不適正な処理がまかり通りうる。

許可無き自社処理が不適正処理、不法投棄を招いているといえるのでないか。

廃棄物処理法の問題点

処分費用の高騰などを背景に自社処理ができない事業者が多数あるにもかかわらず、許可のない自社処理を認めている廃棄物処理法にも問題があるといえる。

またこれは細かく定められた廃棄物区分ごとの処理基準遵守の観点からも何らかの改正を要するであろう。

具体的提言

自社処理を禁止するか、自社処理の報告を義務付けるか、個別に許可を与えるか、監視機関をつくり絶えずチェックさせる。

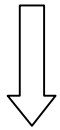
建設廃棄物問題のモデル分析

藤田康範先生講義分

-----自社処理の抑制 or 促進？-----

< 流れ >

家計 / 企業 ... 新築したい
A の量の解体 and 廃棄物処理が必要



... 解体 and 廃棄物処理費用
単位あたりの価格は g

排出事業者 ... 3 つの choice



処理業者 ... y の水準の廃棄物処理に d(y) の cost がかかる

・ 排出事業者の 3 つの choice

1. 自分で処理 ... その水準を x と表記
2. 処理業者に委託 ... cost は gy。
3. 不法投棄 ... コストはゼロ。ただし、見つかったら F の fine。
見つかったら不法投棄の増加関数。取り締まり機関の大きさの増加関数。D の水準の damage を考える。

< 理論分析 >

・ 排出業者の利潤 Π

$$\Pi = gA - (1+t)C(A - y - z) - ry - p(z \cdot t)F$$

・ 処理業者の利潤 π

$$\pi = ry - d(y)$$

・総余剰 w

$$w = D + \pi - T + t c(A - y - z) + p(z \cdot t)(F - D) - (1 - p(z \cdot t))D$$

F.O.C

$$\frac{dD}{dy} = (1 + t)C' - r = 0$$

$$\frac{dD}{dz} = (1 + t)C' - \frac{dp}{dz} F = 0$$

$$\frac{d\pi}{dy} = r - d' = 0$$

$$\frac{dw}{dt} = t \cdot C' \left(\frac{dy}{dt} + \frac{dz}{dt} \right) - D \frac{dz}{df} + \frac{dP}{dz} \cdot \frac{dz}{dt} F = 0$$

これらにより、需給を均衡させる y 、 z が定まる。 r も決まる。